



ビューローベリタス福岡事務所をいつもご利用頂きありがとうございます。
福岡事務所より、最新情報をお知らせ致します。

- INDEX -

TOPICS

#01. 建築物省エネ法に関する業務

国交省関連

#02. 超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について

#03. 国土交通省/国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法
における取扱いについて

地域条例等

#04. 大分県大分市/建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定

#05. 長崎県長崎市/埋蔵文化財包蔵地の町名ごとに存否一覧を公開

インフォメーション

#06. 年末年始の営業について

#07. 構造ルート 2 の確認申請手数料について

#08. 審査日数のご案内(※繁忙期も変わらず 3 営業日で質疑送付します)

#09. 宅配申請のご案内(※遠方のお客様は遠慮なく宅配申請をご利用下さい)

#10. 事前相談のご案内(※計画段階の早い時期からでも結構です)

#11. 他各種ワンストップサービスのご案内

福岡事務所からヒトコト

#12. お客様用ブースを増設しました(12/5~)

.....

■ □ TOPICS

#01. 建築物省エネ法に関する業務

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)が平成 27 年 7 月 8 日に公布され、本法律は誘導的措置(平成 28 年 4 月施行済み)と規制的措置(平成 29 年 4 月 1 日施行)により、建築物のエネルギー消費性能の向上が図られます。

ビューローベリタスでは、既に施行済みの誘導的措置、及び平成 29 年 4 月 1 日施行の規制的措置に関する業務について以下のとおり実施します。

○規制的措置

平成 29 年 4 月 1 日より、床面積 2,000 m²以上の非住宅建築物は、省エネ基準適合義務、及び適合性判定義務が課せられ、建築基準関係規定となります。

この建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことができる機関として、登録建築物エネルギー消費性能判定機関があります。又、省エネ基準では評価できない特殊な構造・設備を用いる建築物は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の性能評価を経て、国土交通大臣の認定が必要となります。ビューローベリタスはこの 2 つの機関の登録を予定しております。

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関「適合性判定業務」
- ・登録建築物エネルギー消費性能評価機関「特殊な構造・設備の性能評価業務」

※お問合せ

建築物省エネ法の規制的措置に関する事前相談を下記にてお受けしております。

建築認証事業本部東京新宿事務所 TEL03-5325-7338 担当 小林、大野、渡邊

○誘導的措置(平成 28 年 4 月 1 日より業務を開始しています)

- ・建築物のエネルギー消費性能の表示に係る第三者認証業務(BELS 認証)「法第 7 条」
- ・基準適合認定表示制度に係る技術的審査業務「法第 36 条」
- ・性能向上計画認定制度に係る技術的審査業務「法第 30 条」

※お問合せ

<http://kansa.bvjc.com/>

建築認証事業本部技術監査部建築環境評価部 TEL 03-5573-8686

○建築物省エネ法施行令、施行規則公布のお知らせ

建築物省エネ法の 2 年目施行(規制的措置)に係る改正建築物省エネ法施行令、改正建築物省エネ法施行規則等が 11 月 30 日に公布されましたので概要をお知らせします。

詳しくは、

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000701.html

<http://kanpou.npb.go.jp/20161130/20161130h06909/20161130h069090003f.html>

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令第 363 号

1)規制的措置の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 364 号

1)住宅部分の定義：居間、食事室、寝室他

2)特定建築物の非住宅部分の規模等：床面積の合計 2,000 ㎡等

3)所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等：床面積の合計 300 ㎡等

4)特定建築物に係る報告及び立入り検査：所管行政庁の権限

5)基準適合義務除外用途：

- ・自動車車庫、自動車駐車場、畜舎等
- ・壁を有しない観覧場、スケート場、水泳場等
- ・文化財保護法による、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財等
- ・伝統的建造物群保存地区内における建造物郡を構成している建築物
- ・重要美術品等として認定された建築物
- ・建築物省エネ法の基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- ・景観重要建造物として指定された建築物
- ・仮設建築物

6)所管行政庁への届出の規模：床面積の合計 300 ㎡等

7)住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数：150 戸

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令第 80 号

(以下規制的措置に係わる内容のみ掲載します。その他は官報を参照して下さい。)

- 1)建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類
- 2)変更申請の書類
- 3)軽微な変更
- 4)様式等

■ □ 国交省関連

#02. 超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について(国交省 12月12日発表)

国交省より、南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策として、

- ・長周期地震動対策の対象地域内において、来年4月1日以降に性能評価を申請して、大臣認定に基づき新築する超高層建築物等については、想定される長周期地震動に基づく検証を行うべきこと
 - ・対象地域内の既存の超高層建築物等については、想定される長周期地震動の大きさが設計時の検証に用いた地震動の大きさを上回る場合、新築に準じて、想定される長周期地震動による再検証及び必要に応じた補強等の措置を講じることが望ましいこと
- を本年6月24日付で各業界団体に対して通知しております。

詳しくは：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000080.html

お問合せ：国土交通省 住宅局 建築指導課 松本、濱田

TEL：03-5253-8111 (内線 39532、39528)

#03. 国土交通省/国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法における取扱いについて

1. 建築基準法における用途の扱いについて

3日から6日までの滞在期間で住宅を利用して特区滞在事業を実施する特区滞在施設を以下に掲げる基準に適合させることにより、火災時等の滞在者の安全の確保が図られていると認められる場合は、当該特区滞在施設の建築基準法上の用途は、住宅とみなして取り扱って差し支えない。(この際、当該特区滞在施設が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という)に立地する場合には、2に掲げる手続き等を講ずる必要がある点に留意されたい。)

なお、7日以上もの滞在期間で特区滞在事業を実施する特区滞在施設においては、必ずしも次に挙げる基準に適合させる必要はないということです。

【共同住宅の住戸で特区滞在事業が行われる場合】及び【一戸建ての住宅で特区滞在事業が行われる場合で通常の規模(2階建て以下、延べ面積200㎡以下及び各階の床面積100㎡以下の建築物)の場合】

①対象となる建築物が、平成12年建設省告示第1411号に該当しない居室等が設けられている建築物の場合

→滞在者の寝室及び寝室から住戸の出口に通ずる部分に建築基準法施行令(昭和25年政令第388号。以下「令」という)第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置を設けること

②対象となる建築物が、一の特滞滞在施設に、防火上主要な間仕切壁が設けられている建築物

→防火上主要な間仕切壁(令第112条第2項の自動スプリンクラー設備等設置部分及び平成26年国土交通省告示第860号に定める部分を除く)を準耐火構造とし、同項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめること

【一戸建ての住宅で特区滞在事業が行われる場合で大規模な場合(上記、通常の規模以外)】

①対象となる建築物が、3階建て以上の建築物

→3回以上の階に、滞在者が利用する部分(滞在者の寝室及び滞在者が利用する廊下、浴室等の部分をいう。以下同じ。)を設けないこと

※耐火建築物の場合はこの限りではない

②対象となる建築物が、2階以上の1つの階の床面積が100㎡を超える建築物

→2階以上の1つの階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が100㎡を超えないこと

※上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとする

- ・当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けること
- ・2階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が300㎡以上とならないこと
(耐火建築物の場合はこの限りでない)

※主要構造部が準耐火建築物であるか、または不燃材料で造られている建築物の場合は「100㎡」を「200㎡」とする

③延べ面積が200㎡を超える建築物

→滞在者が利用する部分の床面積の合計が200㎡を超えないこと

※上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとする

・滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分を令第128条の5第1項に規定する技術的基準に適合させること(耐火建築物、準耐火建築物及び特定非難時間が45分以上の特定避難時間倒壊等防止建築物は、対象外とする)

・滞在者が利用する部分の床面積の合計が200㎡を超える階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下は1.6m以上、その他の廊下は1.2m以上とすること(3室以下の専用の廊下は対象外とする)

2. 用途規制について(法第48条関係)

特区滞在事業については、特区法第8条第1項に規定する区域計画に実施区域を定めている。今後、特区滞在事業について、施設を使用させる期間の下限を特区法施行令第12条第2号に基づく条例で3日から6日までの範囲内で定める場合で、その実施区域に住居専用地域を含むこととなる場合には、1で求める基準に適合させることにあわせ、①新たに住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定める場合、②既に住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定めている場合の以上の点について十分留意することという情報がございました。

お問合せ：弊社 各事務所 審査部長および審査員まで

.....

■ □ 地域条例等

#04. 大分県大分市/建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定

大分県大分市/建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定がされました。
おおいたマップへ反映されるのは来年の春頃の予定です。

お問合せ：都市計画部開発建築指導課 097-534-6111

#05. 長崎県長崎市/埋蔵文化財包蔵地の町名ごとに存否一覧を公開

長崎県長崎市/埋蔵文化財包蔵地について町名ごとに存否の一覧を公開しています。

詳しくは：<http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190001/192001/p026989.htm> |

.....

■ □ インフォメーション

#06. 年末年始の営業について

今年も 1 年間、福岡事務所をご利用頂き、誠にありがとうございました。来年も皆様にとって良い年になります事をお祈り致します。来年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

年末年始の窓口営業日は以下となります
年末最終営業日 2016 年 12 月 28 日(水) 17:00 まで営業
年始営業開始日 2017 年 1 月 4 日(水) 9:00 から営業

#07. 構造ルート 2 の確認申請手数料について

弊社では、構造ルート 2 を用いた計算をした物件についても、確認申請手数料に加算されませんので、安心してご申請下さい。

#08. 審査日数のご案内(※繁忙期も変わらず 3 営業日で質疑送付します)

ビューローベリタスの各事務所ではスピーディな審査をご好評頂いています。繁忙期の年末・年度末も、意匠・設備・構造、いずれも“営業日 3 日”にて質疑送付を致します。スケジュール等、詳細は是非当社審査員にお尋ね下さい。

#09. 宅配申請のご案内(遠方のお客様)

ビューローベリタス福岡事務所ではご来社頂いてのご申請以外に、遠方のお客様用は宅配でのご申請も可能です。もちろん宅配でのご申請でも、審査日数はご来社時と変わらぬ審査日数でご提供致します。是非ご活用下さい。具体的な方法等、詳細は当社審査員にお尋ね下さい。

#10. 事前相談のご案内

ビューローベリタス福岡事務所では、皆様のプロジェクトが順調に進む為にも、事前相談の重要性を認識し注力しています。ご来社頂いての事前相談以外にも、メール・FAX でも受け付けています。どうぞお気軽にご相談下さい。

#11. ワンストップサービスのご案内

当社では確認申請業務以外にも様々な周辺サービスをご提供しています。各サービス共、迅速にお見積致しますのでお気軽にお問合せ下さい。

◎住宅性能評価

弊社では、確認審査業務同様、住宅性能評価におきましてもスピーディな審査を実現しています。実績として、設計住宅性能評価申請受付から質疑送付まで 3 日、設計性能 評価番号取得まで 3 週間程度で業務提供しております。料金もリーズナブルにご提供しています。

◎技術監査(遵法性・品質・環境)

法手続きによらず、客観的な第三者の立場から監査を行うサービスです。既存建物の遵法性を監査する事で、客観的な情報を得る事が可能となります。

◎CASBEE 認証、CASBEE サポート

お客様が行った CASBEE 評価の的確性を第三者の立場で審査・認証する CASBEE 評価認証業務、もしくはお客様が行なう CASBEE 評価をサポートする CASBEE サポートの 何れも行っています。世界におけるグリーンビルディング評価にも対応出来ます。

◎特殊建築物定期報告(建築基準法第 12 条)

建築基準法で義務化されている定期調査・検査を専用 WEB サイト「ビルレポ.com」を通して、トータルに且つスピーディにコーディネート致します。

設計業務多忙時・遠方物件で非効率などの場合、負担軽減を目的に是非ご利用下さい。
1 件からお受け致します。

■□福岡事務所からヒトコト

#12. お客様用ブースを増設しました(12/5～)

今までは時間帯によりお客様にご不便をお掛けしておりましたお客様用ブースを、12/5 より増枠致しました(従来 8 ブースでしたが 12 ブースに増枠)。これにより、繁忙期やお客様が集中する時間帯でも、ご来社頂いたお客様へお席をご用意出来るようになりました。受付周りの雰囲気も変わっていますので、是非お立ち寄り下さい。

福岡事務所
建築認証事業本部 中四国・九州 統括所長
高柳 康男

※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2016 年 12 月 14 日)現在の情報です※

+++++
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

+++++
問合せ先：ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部 福岡事務所
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 12 階
TEL: 092-737-9522 FAX: 092-737-9552
E-mail: ctcbca.fuk@jp.bureauveritas.com
URL: <http://www.bureauveritas.jp> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)

個人情報に関するお問合せ:人事部・情報管理センター
E-mail: kojinjoho@jp.bureauveritas.com

Copyright (c) Bureau Veritas Japan All rights reserved.